



山形県公報

平成21年10月23日（金）
第2087号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課）…1131

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1132
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………（庄内総合支庁農村計画課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…1133
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（出 納 局）…1134

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会10月定例会の招集……………1135

### 労働委員会関係

#### 告 示

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示……………1136

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域支援課）… 同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…1137

## 規 則

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第73号

#### 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の2中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の2」に改め、同条第1号の3中「別記様式第1号の2」を「別記様式第1号の3」に改める。

別記様式第1号の備考の表中「専門医の種類及び」を「医療従事者の専門資格の種類及び種類毎の」に、

|    |                   |   |   |   |   |  |  |   |
|----|-------------------|---|---|---|---|--|--|---|
| 57 | 女性医師による女性専用の外来の有無 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | を |
|----|-------------------|---|---|---|---|--|--|---|

|    |                   |   |   |   |   |   |   |       |
|----|-------------------|---|---|---|---|---|---|-------|
| 57 | 女性医師による女性専用の外来の有無 | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   | に改める。 |
| 58 | 産科医療補償制度による補償の有無  | ○ | ○ | ○ |   | ○ | ○ |       |

別記様式第1号の2第17項及び別記様式第5号第18項中「KVP」を「kvp」に、

|    |    |
|----|----|
| UF | KV |
|----|----|

を

|    |    |
|----|----|
| μF | kV |
|----|----|

に改める。

別記様式第18号第4項中 

|     |
|-----|
| 蓄方式 |
|-----|

 を 

|     |
|-----|
| 蓄放式 |
|-----|

 に、「KVP」を「kvp」に、

|    |    |
|----|----|
| UF | KV |
|----|----|

 を

|    |    |
|----|----|
| μF | kV |
|----|----|

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第1号の備考の表の改正規定は、平成21年11月1日から施行する。

---

**告 示**

---

**山形県告示第929号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成21年9月29日招集した山形県議会定例会は、同年10月16日閉会した。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第930号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129-1
- 3 認可年月日  
平成21年10月13日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第931号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称    | 地区名 | 事業の名称                   | 工事完了年月日    |
|-----------|-----|-------------------------|------------|
| 庄内赤川土地改良区 | 清水  | 元気な地域づくり交付金<br>(基盤整備促進) | 平成21年9月29日 |

**山形県告示第932号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年10月23日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長       |
|------------------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 西村山郡大江町大字沢口字向田17番8から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで | 旧    | 36.0メートル<br>} 4.2  | 1,019メートル |
| 西村山郡大江町大字沢口字向田46番1から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで |      | 40.0メートル<br>} 7.4  | 924メートル   |
| 西村山郡大江町大字沢口字杉な14番2から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで | 新    | 39.0メートル<br>} 5.6  | 1,080メートル |
| 同 上                                      |      | 28.9メートル<br>} 13.0 | 1,120メートル |

**山形県告示第933号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成21年10月23日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字沢口字杉な14番2から  
同 大字柳川字七夕畑21番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年10月23日

**山形県告示第934号**

次の開発行為は、完了した。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成21年9月17日 指令置総建第49号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市宮内字砂押三2313番、2303番1、2303番2、2303番5、2308番5、2309番1、2309番3、2309番11、2310番1、2310番4、2312番  
南陽市宮内字砂押四2315番1、2316番1、2316番2、2316番3、2316番4、2316番8、2318番2、2318番6、2319番2、2319番13、2319番14、2316番1先  
南陽市宮内字砂押五2327番1、2327番3、2330番1、2330番3、2332番3、2339番17、2330番1先

南陽市宮内字飯詰三2396番26、2396番52、2396番53、2410番4、2410番7  
 南陽市宮内字堀ノ内2421番3  
 南陽市宮内字下田三2444番2

- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
 南陽市三間通436番地1  
 南陽市土地開発公社

**山形県告示第935号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |             |                |   |   |   |
|-------|-------------|----------------|---|---|---|
| 別表第2中 | 酒田支店今町出張所   | 酒田市寿町5番28号     | 〃 | 〃 | を |
|       | 新庄支店新庄駅前出張所 | 新庄市沖の町3番3号     | 〃 | 〃 |   |
|       | 長井支店長井南出張所  | 長井市四ツ谷二丁目1番26号 | 〃 | 〃 |   |

|            |                |   |   |       |
|------------|----------------|---|---|-------|
| 長井支店長井南出張所 | 長井市四ツ谷二丁目1番26号 | 〃 | 〃 | に改める。 |
|------------|----------------|---|---|-------|

|       |        |   |   |   |   |
|-------|--------|---|---|---|---|
| 別表第5中 | 遊佐駅前支店 | 〃 | 〃 | 〃 | を |
|-------|--------|---|---|---|---|

|        |                 |   |   |
|--------|-----------------|---|---|
| 遊佐駅前支店 | 〃               | 〃 | 〃 |
| 秋田支店   | 秋田市保戸野千代田町2番58号 | 〃 | 〃 |
| 本荘支店   | 由利本荘市裏尾崎町91番地   | 〃 | 〃 |
| 村上支店   | 村上市田端町2番22号     | 〃 | 〃 |
| 新潟支店   | 新潟市中央区東万代町1番26号 | 〃 | 〃 |
| 新発田西支店 | 新発田市富塚町一丁目2番31号 | 〃 | 〃 |

|   |         |                    |   |   |
|---|---------|--------------------|---|---|
| 〃 | 仙台一番町支店 | 仙台市青葉区一番町三丁目3番24号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 弓の町支店   | 〃 宮城野区小田原弓の町6番地    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 富沢支店    | 〃 太白区富沢二丁目3番10号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 大宮支店    | さいたま市大宮区桜木町四丁目50番地 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 東京支店    | 東京都新宿区西新宿七丁目21番1号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 福島支店    | 福島市本町5番5号          | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台支店    | 仙台市青葉区本町二丁目19番21号  | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台卸町支店  | 〃 若林区卸町二丁目1番地の23   | 〃 | 〃 |
| 〃 | 仙台長町支店  | 〃 太白区長町四丁目3番35号    | 〃 | 〃 |
| 〃 | 新発田支店   | 新発田市中央町三丁目3番5号     | 〃 | 〃 |
| 〃 | 豊栄支店    | 新潟市北区白新町二丁目1番20号   | 〃 | 〃 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成21年11月2日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同月16日から施行する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第15号**

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成21年10月23日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年10月26日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

## 3 議 題

- (1) 山形県青年の家の指定管理者の指定について
- (2) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の指定について
- (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 平成22年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
- (5) 平成23年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

**労働委員会関係****告 示****山形県労働委員会告示第3号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成21年10月15日認定した。

なお、平成18年9月29日山形県労働委員会告示第1号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による告示）は、廃止する。

平成21年10月23日

山 形 県 労 働 委 員 会  
会 長 濱 田 宗 一

- 1 地方公営企業等の名称  
山形市が経営する水道事業、簡易水道事業及び公共下水道事業
- 2 組合の名称又は表示  
前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

| 勤 務 箇 所                              |          | 労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者                                                           |
|--------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山<br>形<br>市<br>上<br>下<br>水<br>道<br>部 | 山形市上下水道部 | 部長、技監、課長、所長、室長、場長、総括主幹、雨水施設建設室副室長（課長相当職）、総務課課長補佐、経営企画課課長補佐、総務課職員係長、経営企画課水道経理係長、経営企画課下水道経理係長 |

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人市民セクター愛のまちづくり班
  - (2) 代表者の氏名  
兵庫 等

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市城北一丁目2番5号

(4) 定款に記載された目的

本会は、当地域に住む認知症で悩む人やその家族に対する相談・支援を行うこと及び認知症ケアに関する研修の機会を設けること並びにその介護を行うための施設を運営することによって、当該地域の福祉の増進に寄与することと、併せて中心市街地において当該事業を行うことにより、雇用の場を創出しその活性化を図るとともに、介護スタッフのスキルアップ研修及び養成事業を行い、雇用機会の拡大を図ること、さらには子育てを支援するための活動を実施することによって、地域社会に貢献することを目的とする。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年10月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|---------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|               |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,400<br>円             | 15,400<br>円                        | 17,700<br>円                        | 19,900<br>円                        | 25,200<br>円 | 28,500<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成21年10月26日（月）～同月30日（金）まで（ただし、郵送の場合は平成21年10月30日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成21年12月（初旬）

平成21年10月23日印刷  
平成21年10月23日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056